

データ・用語

日常生活事故

救急事故のうち、運動競技事故、自然災害事故、水難事故、労働災害事故、一般負傷に該当するものをいう。

分析データ

平成26年～平成30年中の救急搬送データ（救急搬送したもの）における日常生活事故に該当するデータ

初診時程度

- ・死亡・・・初診時死亡が確認されたもの
- ・重篤・・・生命の危険が切迫しているもの
- ・重症・・・生命の危険が強いと認められたもの
- ・中等症・・・生命の危険はないが入院を要するもの
- ・軽症・・・輕易で入院を要しないもの

関連器物

受傷原因に直接または間接的に影響があった器物のことをいう。

事故種別

- ・落ちる・・・倒れた際に高低差の移動を伴って受傷したもの
- ・ころぶ・・・倒れた際に高低差の移動を伴わず受傷したもの
- ・ものがつまる・ものが入る・誤って飲み込む（ものがつまる等）・・・食物または、食物以外のものを飲み込んで受傷したもの（目・耳・鼻へ異物が入ったものを含む）
- ・ぶつかる・・・人と人、人と物との衝突により受傷したもの
- ・はさむ・はさまれる・・・物体間または物体内に挟まれたもの
- ・やけど・・・高温の液体、気体等により受傷したもの
- ・切る・刺さる・・・刃物や鋭利物等により受傷したもの
- ・かまれる・刺される・・・動物や虫などにかまれた、刺された等により受傷したもの
- ・おぼれる・・・浴槽、プール、河川等で溺れたもの

年齢区分

- ・乳幼児・・・5歳以下
- ・小学生・・・6歳以上13歳未満
- ・中学生・高校生・・・13歳以上19歳未満
- ・高齢者・・・65歳以上
- ・前期高齢者・・・65歳以上75歳未満
- ・後期高齢者・・・75歳以上

東京消防庁管内

東京都のうち稲城市、島しょ地区を除く地域

